

4月1日から

# 道路等に面した ブロック塀等の除却費用を 町が補助します！

## 〔矢巾町ブロック塀等除却工事支援事業補助金〕

地震によりブロック塀等が倒壊すると、人命に関わったり、避難や救助活動の妨げになります。そこで矢巾町では、道路等に面しているブロック塀の除却（撤去及び処分）に要する費用の一部を補助します。

### 対象となるブロック塀等

個人が所有する、道路等（※1）に面する高さ1.2m以上のブロック塀等（※2）が対象です。

※1:道路等とは、公衆用の道路、通学路、避難路、公園など不特定多数の町民が利用する公共空間をいいます。

※2:ブロック塀等とは、コンクリートブロック塀、コンクリート万年塀、レンガ造、石造その他の組積造及び補強コンクリート造の塀をいいます。

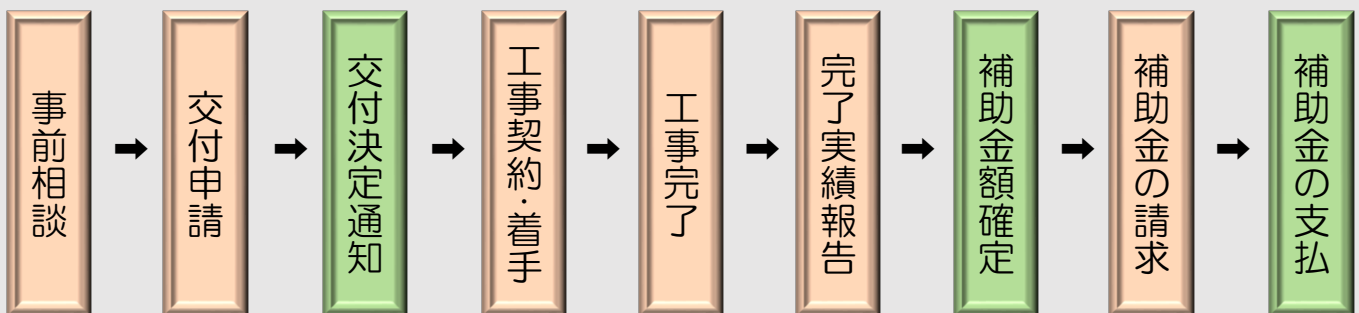
### 補助金額

補助金は、①～③のいずれか低い金額となります。

- ① 除却に要する見積額×2/3
- ② 除却ブロック塀の延長×80,000円×2/3
- ③ 補助限度額 200,000円

※具体的な補助金の算定は、下記問い合わせ先にご相談ください。

### 補助金交付 手続きの流れ



※ は申請者→町、 は町→申請者が行う手続きとなります。

※手続きには時間がかかりますので、お早めにご相談ください。

※補助金の交付決定前に工事契約・着手した場合は補助金の該当となりません。

※補助金については、当該年度の予算の範囲内となります。

※完了実績報告は、工事が完了して30日以内かつ2月末締切となります。

※補助金の支払いは、申請者本人名義の金融機関口座への振込みに限ります。

◆ご相談、お問い合わせ先：矢巾町役場

道路都市課 都市整備係 ☎：019-611-2621 FAX：019-611-2629

（※R2.4.1から「道路住宅課 住宅政策係」☎：019-611-2635 FAX：019-611-2629）